

新潟市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月25日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第5号

新潟市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市火災予防条例施行規則（昭和37年新潟市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中

「

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備 設置届出書 を
ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

」

「

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備 設置届出書 に改める。
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

」

附 則

この規則は、令和8年3月31日から施行する。